

沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画

第11次（令和5～9年度）

令和5年3月

沖縄県

（令和5年4月1日改訂）

目 次

ページ

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	基本的事項	2
	(1) 基本方針	2
	(2) 計画の対象となる町村	2
	(3) 計画期間	2
4	現状と課題	2
	(1) 保健師の配置及び確保の現状と課題	3
	(2) 特定町村における保健師確保の取組状況	3
	(3) 栄養士の配置及び確保の現状と課題	3
5	県・保健所の支援	3
	(1) 人材確保の支援	4
	ア 退職保健師・潜在保健師の人材バンク事業	4
	イ 離島の保健師募集に係る広報・離島の保健活動紹介	4
	ウ 栄養士の確保支援	5
	(2) 資質向上の支援	5
	ア 新任保健師の現任教育	5
	イ 特定町村保健師現任教育支援事業	5
	ウ 地域保健活動の評価支援	5
	エ 会議・研修等	5
	オ 栄養士の人材育成支援	5
	(3) 不在町村への支援	6
	ア 保健師不在の町村への支援	6
	イ 栄養士不在の町村への支援	6
6	その他	
	(1) 沖縄県看護師等修学資金貸与事業を活用した特定町村保健師確保事業	6
	(2) 沖縄県職員及び市町村職員の実務研修に関する要綱に基づく人事交流	6
7	推進体制	6

8	資料編	7
	計画を推進するための事業の実績（平成30年度～令和4年度）	7
9	様式・要綱	10
	申出書（別紙1）	11
	申出書（別紙2）	12
	特定町村新任保健師現任教育実施要領	13
	沖縄県離島へき地の保健師確保対策実施要綱	17

沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画（第11次計画）

1 計画策定の趣旨

沖縄県では、地域保健法第24条に基づき、平成9年に離島へき地における保健師の人材確保対策として「保健婦人材確保支援計画」を策定し、これまで10次にわたる計画の見直しを行い、保健師の確保及び資質の向上に係る施策を実施してきた。

その結果、平成12年には県内の全市町村に保健師が配置され、さらに保健師の複数配置も進み、当初の目的である保健師の確保についてほぼ達成された。また、保健師が安定して定着している町村もある。しかし、一部の町村では、年度途中の退職や休職、その後の応募がなく、一人配置や不在の期間があるなど、依然として安定的な確保にはなお課題がある。

また、地域保健対策の推進に係る保健師以外の人材として、栄養士があげられる。栄養士の配置については、特定町村16町村のうち10町村が未配置である。

こうしたことから、沖縄県では、引き続き、町村の申出に基づき、保健師等の確保又は資質の向上に資する事業を推進するため、第11次計画を策定する。

また、特定町村から要望の多い人材の確保を主とするため、計画の名称を法律の略称に基づき「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」とする。

2 計画の位置づけ

地域保健法第24条

都道府県は、当分の間、基本指針に即して、政令で定めるところにより、地域保健対策の実施に当たり特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画（以下「人材確保支援計画」という。）を定めることができる。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針

第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

三 人材確保支援計画の策定

1 人材確保支援計画の策定についての基本的考え方

(一) 市町村は、地域保健対策の円滑な実施を図るため、自ら責任を持って、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスに必要な人材の確保及び資質の向上を図ることが原則である。しかしながら、町村が必要な対策を講じても地域の特性によりなお必要な人材を確保できない場合には、都道府県は、特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき人材確保支援計画を策定するとともに、これに基づき人材の確保又は資質の向上に資する事業を推進すること。

県の総合計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」「新・沖

縄21世紀ビジョン実施計画」に沿って、実施計画で掲げる施策・事業展開を行なう。

また、「次代を拓く持続可能な島づくり計画—新・沖縄21世紀ビジョン離島振興計画—」「第7次沖縄県医療計画」「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」との整合を図る。

3 基本的事項

(1) 基本方針

【特定町村】

地域保健対策の円滑な実施を図るため、自ら責任を持って、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスに必要な人材の確保及び資質の向上を図る。

（「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」より）

例えば、特定町村が行う「資質の向上」とは、保健師等を県・保健所等において行われる研修に参加させるなどがある。

【県・保健所】

特定町村が行う保健師等の人材の確保、資質の向上等について支援する。

※保健所では特定町村を含む管内市町村と連携して実施する事業が多くあるが、特定町村の保健師・栄養士の確保・資質の向上の支援に係る事業について本計画では記載する。

(2) 計画の対象となる町村

【特定町村の要件】

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」第2条等に該当する市町村のうち、人口1万人未満で、かつ地理的諸条件等により、町村の自助努力では保健師及び栄養士の人材の確保及び資質の向上等が困難であり、県に申出のある町村とする。（※新過疎法に基づく経過措置の適用を受ける町村を含む）

【特定町村（16町村）】

国頭村、大宜味村、東村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町

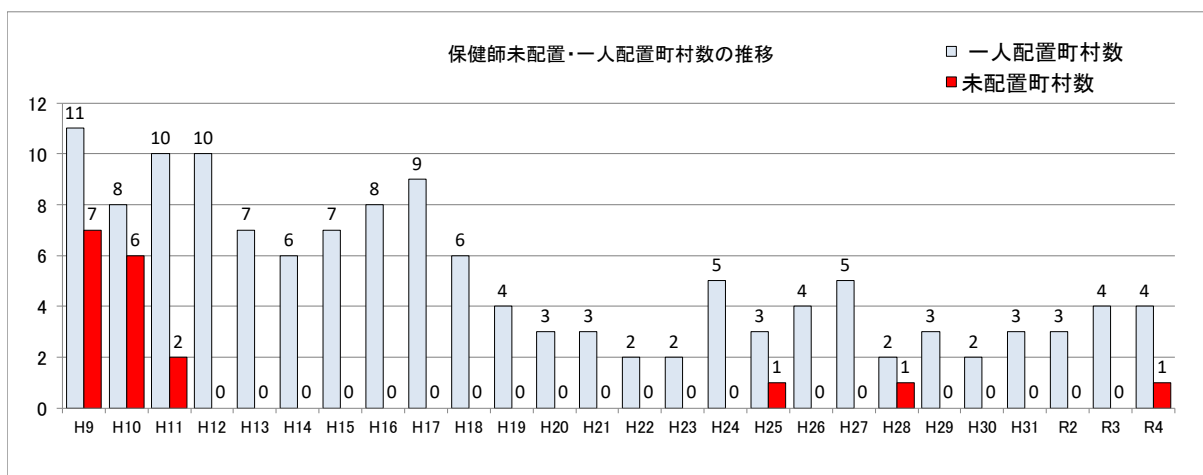
(3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までとする。（5年間）

4 現状と課題

(1) 保健師の配置及び確保の現状と課題

平成9年度の保健師未配置町村は7町村であったが、平成12年度には県内の全市町村に保健師が配置された。また、複数配置も進んでいるが、一部の小規模離島町村では複数配置のための採用募集を行っても応募がない状況であり、依然として安定的確保には課題がある。



(2) 特定町村における保健師確保の取組状況

これまでに特定町村が行ってきた保健師の人材の確保及び定着のための取組として、「住宅確保」が11町村、「赴任旅費（引越費用等含む）」が3村、その他、給与の号給調整や特殊勤務手当の支給、研修派遣の充実、採用計画に基づく定期的な採用試験の実施、県看護協会や県内の看護系大学（県立看護大学、琉球大学、名桜大学）等への人材情報の収集依頼を実施している。

「第10次計画の見直しに係る調査(令和3年7月20日実施)」より

(3) 栄養士の配置及び確保の現状と課題

厚生労働省が実施している行政栄養士の配置状況によると、令和4年6月1日現在、特定町村16町村中6町村に行政栄養士が配置されており、業務内容は健康づくり事業や、母子保健、高齢福祉、保育所給食業務等と幅広く、それぞれ兼任や兼務も確認された。行政栄養士の配置は計画的かつ継続的な確保に努めることとされており、近年では災害時における食生活支援や貧困家庭における健康支援の必要性も高まっている等、必要性は多岐にわたることから、引き続き行政栄養士の配置を促進していく必要がある。

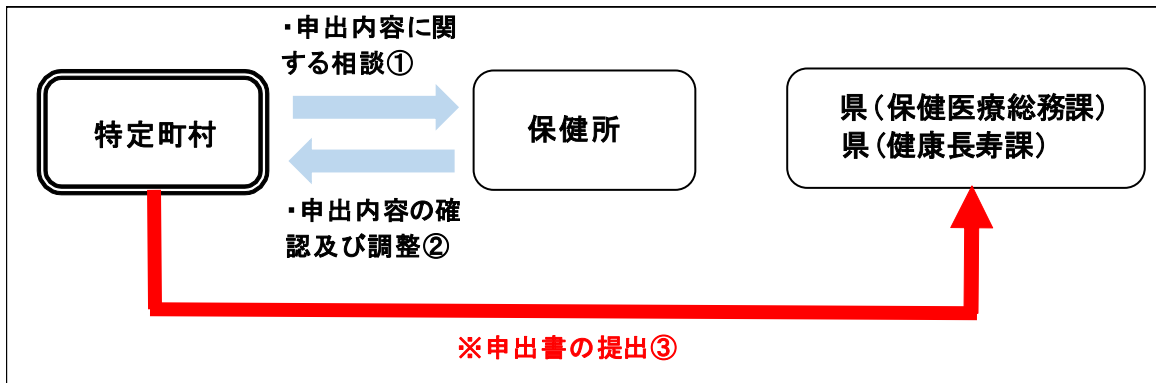
5 県・保健所の支援

<申出の方法>

県・保健所の支援は、特定町村からの申出により実施する。

特定町村は、保健師・栄養士の確保状況に応じて保健所と調整し、保健師については申出書（別紙1）を県保健医療総務課に、栄養士については申出書（別紙2）を県健康長寿課に提出する。（図1、図2）

【申出の流れ】図1



【保健師の支援メニュー】図2

保健師確保状況	県・保健所の支援 (3～6頁参照)		(1)人材確保の支援			(2)資質向上の支援			(3)不在町村への支援
	ア 退職保健師等人材バンク事業	イ 離島の保健師募集に係る広報等	ア 新任保健師の現任教育	イ 特定町村保健師現任教育支援事業	ウ 地域保健活動の評価支援	ア 保健師不在の町村への支援			
現在保健師が不在	○	○				○			
現在一人配置 (複数配置しているが欠員による一人配置含む)	○	○	○	○	○				
上記以外	○	○ (※)	△	△	△				

○:選択可 △:保健所と事前に調整し選択可 (※)欠員の場合

(1) 人材確保の支援

ア 退職保健師・潜在保健師の人材バンク事業

【実施主体：県保健医療総務課（県看護協会への委託事業）】

特定町村からの申出に応じて、県ナースセンターを活用し、短期間スポット的な応援保健師のマッチングを行い、保健師の安定的な供給を図る。

(※P17「沖縄県離島へき地の保健師確保対策事業実施要綱」4（1）参照）

イ 離島の保健師募集に係る広報・離島の保健活動紹介

【実施主体：県保健医療総務課】

県は、県のホームページにおいて特定町村の保健師募集の記事を掲載する。

また、離島の保健活動に関心を持つ保健師を育成するために、県内の看護系大学（県立看護大学、琉球大学、名桜大学）において離島の保健活動の紹介を行う。

ウ 栄養士の確保支援 【実施主体：保健所、県健康長寿課】

令和4年度に県内唯一の管理栄養士養成施設の第1期生が輩出されることから、管理栄養士の有資格者数の増加が見込まれる。

県は、栄養士等養成施設や県栄養士会と連携し、行政栄養士の業務紹介を行うなど、保健活動に関心を持つ管理栄養士・栄養士を育成する。

また、県及び保健所は県栄養士会と調整し、人材紹介窓口の情報提供を行う。

(2) 資質向上の支援

ア 新任保健師の現任教育 【実施主体：保健所】

保健所は、特定町村新任保健師現任教育実施要領に基づき、特定町村の新任保健師（1～3年目）に現任教育を実施する。

原則として、保健師を複数配置している特定町村で、5年以上の地域保健業務の経験を有する保健師がいる場合は、特定町村の責任により現任教育を実施する。

（※P13「特定町村新任保健師現任教育実施要領」参照）

イ 特定町村保健師現任教育支援事業

【実施主体：県保健医療総務課（看護協会への委託事業）】

県は、特定町村の新任保健師（1～3年目）を対象に、退職保健師等が特定町村及び保健所と調整を図り、新任保健師の家庭訪問、健康相談、健康教育、健康診査等事業に係る対人保健サービス及び地域保健事業に係る支援を行う。

（※P18「沖縄県離島へき地の保健師確保対策事業実施要綱」4（2）参照）

ウ 地域保健活動の評価支援【実施主体：保健所】

保健所は、特定町村が行う保健師の地域保健活動について、その目的や目標をはじめとした保健事業の進め方をPDCAサイクルに基づき具体的に確認し、特定町村において地域保健活動の評価ができるよう支援を行う。

エ 会議・研修等 【実施主体：保健所、県地域保健課】

保健所は、必要に応じ会議や研修会を開催して特定町村の保健師の地域保健対策が円滑に実施できるよう支援する。

県は、保健所における特定町村支援に係る会議等を開催し、特定町村の課題の共有や対策の検討を行う。また、保健師の地域保健活動を実践していくうえで必要な知識・技術等について確認し向上させるため、国の示す標準的なキャリアラダーに沿った段階別研修や事業別研修を継続して行う。

オ 栄養士の人材育成支援 【実施主体：保健所、県健康長寿課】

県及び保健所は、特定町村で地域保健活動を行う管理栄養士・栄養士が必要とする研修・会議を企画し実施する。

(3) 不在町村への支援

ア 保健師不在の町村への支援 【実施主体：保健所】

保健所は、特定町村の保健師が不在の期間、保健事業等が停滞しないように特定町村や関係機関と調整を行い、保健事業等が推進できるように支援を行う。

(例) 以下の内容について必要に応じて特定町村と関係機関との調整を行なう。

- ・保健事業の実施に伴う事前準備、事業運営、事業評価支援
- ・対応困難事例に関する相談、訪問等

※保健師が不在とは：産休・育休等の補充がない等、保健師が不在の状態

イ 栄養士不在の町村への支援 【実施主体：保健所、県健康長寿課】

県及び保健所は、特定町村が保健事業、栄養改善事業等の推進を図るために管理栄養士・栄養士を活用できるよう、県栄養士会と調整し、人材紹介窓口の情報提供を行う。

また、保健所は、管理栄養士・栄養士以外による保健事業の実施について、特定町村の地区組織（食生活改善推進員等）への支援を行う。

6 その他

(1) 沖縄県看護師等修学資金貸与事業を活用した特定町村保健師確保事業

県は、県内特定町村の保健師確保に取り組むため、県看護師等修学資金貸与制度を運用する。県内看護系大学（県立看護大学、琉球大学、名桜大学）の入学時に、保健師就業を希望し、かつ、卒業後に保健師の確保が特に困難な特定町村（6町村）での従事を希望する者に対し、沖縄県看護師等修学資金の重点的な貸与を行う。

(2) 沖縄県職員及び市町村職員の実務研修に関する要綱に基づく人事交流

これまでこの要綱に基づく特定町村と県保健師との、人事交流の実績はないが、平成27年度から平成29年度までは久米島町保健師1人が南部保健所で研修生として派遣されていた。

研修生は、保健所事業を通し、管内市町村の取組を知ることで、久米島町を客観視でき、事業の優先順位や重点事業の考え方、人材育成のあり方・方法を学べたとの報告があり、人事交流は特定町村の保健師の定着やモチベーション向上にもつながるため、可能な限り調整していく必要がある。

7 推進体制

県と保健所は、特定町村と意見交換を行い、本計画の効果的な推進を図る。

また、県は本計画の取組の実績について、沖縄県保健師等人材確保推進委員会に報告し、意見を聴取する。聴取した意見をもとに、今後の取組に反映する。

8 資料編

計画を推進するための事業の実績（平成30年度～令和4年度）

第10次計画を推進するための事業の実績(H30～R4年度)		未設置町村への支援	人材確保の支援	資質向上の支援		
事業名等	内容	第10次計画の実績				
		H30	R1(H31)	R2	R3	R4
(1)保健師不在時重点支援【保健所】	特定町村の保健師が不在の期間における保健事業等が停滞しないように町村や関係機関と調整を行い、保健事業等が推進できるように支援を行う。	* 保健師不在町村なし	* 保健師不在町村なし	* 保健師不在町村なし	* 保健師不在町村なし	* 申出1村
(2)離島へき地の保健師確保対策事業・・・沖縄県看護協会委託事業						
①退職保健師・潜在保健師の人材バンク事業(H27年度～)	人材バンク事業の活用	* 申出:4村 * 実績:2村(2回、3人派遣)	* 申出:7町村 * 実績:6村(延8回、9人派遣)	* 申出:9町村 * 実績:6村(延8回、9人派遣)	* 申出:8町村 * 実績:6村(延8回、9人派遣)	* 申出:7町村
	事業周知・人材の登録	* 退職保健師・潜在保健師の実態調査	* 累計17人登録(新規6人) * 情報交換会、調査の実施 * 特定町村へ事業周知	* 累計23人登録(新規6人) * 調査の実施 * 特定町村へ事業周知	* 累計28名登録(新規5人) * 情報交換会、調査の実施 * 特定町村へ事業周知	実施
	登録者の質向上	—	* 勉強会実施(2回、延23人参加、内容:特定健診等)	* 勉強会実施(2回、延10人参加、内容:現任教育等)	* 勉強会実施(2回、延11人参加、内容:コロナワクチン等)	実施
②特定町村保健師現任教育支援事業(H30年度～)	新任保健師を対象に、退職保健師等が特定町村及び保健所と調整を図り、新任保健師現任教育の支援を行う。	* 申出:6町村 * 実績:6町村(対象7人;26回)	* 申出:6村 * 実績:6村(対象7人;62回)	* 申出:4村 * 実績:3村(対象4人;28回)	* 申出:5村 * 実績:4村(対象5人;20回)	* 申出:4村
③地域保健活動支援事業(H30年度～)	特定町村が行う地域保健活動について、退職保健師等が特定町村及び保健所と調整を図り、町村の状況に応じた支援を行う。	* 申出:6町村 * 実績:6町村(31回実施)	* 申出:6村 * 実績:6村(56回実施)	* 申出:8町村 * 実績:7村(43回)	* 申出:6町村 * 実績:6村(32回)	* 申出:4村
		<支援内容>個別支援(アセスメント、同伴訪問、支援計画台帳作成、記録管理等)、事例検討、事業要綱作成、乳幼児健診(問診・事後フォロー等)、特定健診・保健指導の助言等				
④地域保健活動の評価支援【保健所】	保健所は、町村が行う地域保健活動について、その目的や目標をはじめとした保健事業の進め方をPDCAサイクルに基づき具体的に確認し、町村において地域保健活動の評価ができるよう支援を行う。	* 申出:3村 実績:6村 * 現任教育計画の策定、経験チェックシートにより確認 * 北部保健所:集合研修等による現任教育を実施	* 申出:3村 実績:7町村 * 現任教育計画の策定、経験チェックシートにより確認 * 北部保健所:集合研修(4回コース:個別支援)南部保健所:集合研修(3年未満)事例検討会	* 申出:2村 実績:4町村 * 現任教育計画の策定、個別事例の見直し	* 申出:2村 実績:1村 * 個別支援計画の策定、見直し	* 申出:1村
		* 申出:9町村、実績:12町村 * 事業報告会	* 申出:7町村、実績:11町村 * 事業報告会、事業評価	* 申出:9村 実績:6町村 * 事業報告会、事業評価	* 申出:5村 実績:6町村 * 事業報告会、事業評価	* 申出:5村

事業名等	内容	第10次計画の実績				
		H30	R1(H31)	R2	R3	R4
(5)会議・研修等 【保健所・県】	県 会議等を開催し、特定町村の課題の共有や対策の検討を行う。 地域保健活動を実践していくうえで必要な知識・技術等について確認し向上させるため、国の示す標準的なキャリアラダーに沿った段階別研修や事業別研修を継続して行う。	* 新任保健師研修会:5町村 保健師業務研究発表:9町村 保健師研修会:12町村	* 新任保健師研修会:4町村 保健師業務研究発表:6町村 保健師研修会:7町村	* 新任保健師研修会:3町村	* 新任保健師研修会:1町村	* 新任保健師研修会:1町村
	保健所 必要に応じ会議や研修会を開催して特定町村の地域保健対策が円滑に実施できるよう支援する。	* 各事業(母子、精神、健康づくり、感染症等)で、会議及び研修会を実施 * 南部保健所:特定町村保健事業主管課長会議	* 各事業(母子、精神、健康づくり、感染症等)で、会議及び研修会を実施 * 南部保健所:特定町村保健事業主管課長会議	* 各事業(母子、精神、健康づくり、感染症等)で、会議及び研修会を実施	* 各事業(母子、精神、健康づくり、感染症等)で、会議及び研修会を実施 * 南部保健所:特定町村情報交換会(参加:3町村)	* 各事業(母子保健、精神保健、健康づくり等)で会議を実施予定 * 北部保健所:新任保健師研修会(特定町村・保健所合同)の開催
(6)離島の保健師募集に係る広報・離島の保健活動紹介 【県】	県のホームページにおいて、特定町村の保健師募集の記事を掲載する。 離島の保健活動に関心を持つ保健師を育成するために、県が県立看護大学、琉球大学、名桜大学において離島の保健活動の紹介を行う。	保健師募集広報 * 申出:7町村 * 県立看護大、琉球大学、名桜大学において、離島の保健師活動の紹介を実施	保健師募集広報 * 申出:6町村 * 3大学にて離島の保健師活動紹介	* 申出:6町村 * 3大学にて離島の保健師活動紹介	* 申出:6町村 * 3大学にて離島の保健師活動紹介	* 申出:5町村 * 3大学にて離島の保健師活動紹介
(7)地域保健関係専門職の人材活用支援 【保健所】	町村が保健事業、介護予防事業等の推進を図るために必要な保健関係専門職(管理栄養士等)を活用することができるよう、保健所は職能団体と調整し、窓口の紹介を行う。 また、県は栄養士等保健関係専門職が地域保健活動を実施するにあたって必要な研修を企画し実施する。	* 申出による支援はないが、各保健所や県栄養士会において資質向上支援および特定町村への支援業務を実施 資質向上支援 地域保険関係職員研修、地域活動栄養士研修会、食育SATシステム研修会等 支援業務 健康まつりの開催、給食施設巡回指導、食生活改善推進員に関する支援	* 申出による支援はないが、各保健所や県栄養士会において資質向上支援および特定町村への支援業務を実施 資質向上支援 地域保険関係職員研修、地域活動栄養士研修会、食育SATシステム研修会等 支援業務 健康まつりの開催、給食施設巡回指導、食生活改善推進員に関する支援	* 申出による支援はないが、各保健所や県栄養士会において資質向上支援および特定町村への支援業務を実施 資質向上支援 地域保険関係職員研修、地域活動栄養士研修会、食育SATシステム研修会等 支援業務 給食施設巡回指導、食生活改善推進員に関する支援	* 申出による支援はないが、各保健所や県栄養士会において資質向上支援および特定町村への支援業務を実施 資質向上支援 地域保険関係職員研修、地域活動栄養士研修会、食育SATシステム研修会等 支援業務 給食施設巡回指導、食生活改善推進員に関する支援	* 申出:見込み1件(南部保健所:食生活改善推進員養成支援)
(8)沖縄県看護師等修学資金貸与事業を活用した特定町村保健師確保事業 【県】	特定町村での従事を希望する者に対し、沖縄県看護師等修学資金の重点的な貸与を行う。	* 貸与者:1名	* 新卒採用:1名(H30年度貸与者) * 貸与者:1名(年度途中に本人より辞退。返還となる)	* 採用なし * 貸与者なし(1名申請があったが、面接後に辞退の申出あり)	* 応募、採用なし	* 応募、採用なし

9 様式・要綱

沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画に基づく
特定町村(栄養士)の申出書

令和 年 月 日

沖縄県保健医療部長 殿

町村名

代表者名

沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画の趣旨に基づいて、
特定町村(栄養士)の申出をします。

支援内容	(「第11次沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」 P4~P6 参照)
期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日

特定町村新任保健師現任教育実施要領

1 目的

沖縄県保健師等人材確保支援計画に基づき、特定町村の行政の機能と保健師の役割及び地域保健福祉活動に必要な知識・技術等を取得し、地域保健福祉活動の円滑な展開を図る。

2 対象

特定町村の新任保健師で地域保健業務経験の無い保健師

3 主催又は実施機関

特定町村、特定町村を所轄する保健所、所管課

4 期間

1～3年

5 現任教育の申し出

特定町村は現任教育が必要な場合、所轄保健所へ申し出る

6 現任教育担当者

保健所は新任保健師の現任教育企画・調整担当者を決める。

特定町村も同様に職場内研修担当者を置く。

7 内容

保健所の担当者は町村の申し出に基づいた現任教育計画を町村の職場内研修担当者と協議調整のうえ、所内関係班と連携し、現任教育の計画・実施をする。

現任教育を実施するに当たっては、下記項目に沿った視点で支援する。

- 1) 実態把握
 - ・地区診断、情報収集、統計資料の活用
- 2) 計画策定・評価
 - ・計画策定
 - ・活動報告及び活動評価（保健事業報告会）
- 3) 相談、支援
 - ・個別支援（家庭訪問・健康相談等）
 - ・健康診査等集団事業及び事後指導等
- 4) 教育、普及啓発
 - ・教育、普及啓発等（健康教育等）
- 5) 調整、ネットワーク化、地区活動の推進
 - ・保健所等関係組織の連携
 - ・関係機関（者）との調整・ネットワークづくり
 - ・介護保険にかかる活動
- 6) システム化・施策化
 - ・事業立案、予算化

8 実施方法

1) 職場内研修（OJT）は、地域保健福祉活動に関する専門的な現任教育については、保健所の担当者が実施し、行政の組織教育（所属自治体の政策・方針・事業法令・予算・組織等）については、特定町村の職場内研修担当者が現場で実施する。

職場内研修担当者は、保健事業担当者及び先輩保健師等と引継ぎに同席し、後任保健師の着任が遅れる場合は、特定町村職場内担当者が引き継ぐ。

2) 職場外研修（OFF-JT）は所管課及び保健所で、集合研修として保健師活動の基本的研修、事業別研修を実施する。（別紙 保健師研修体系参照）

3) 現任教育の評価は、新任保健師、町村の職場内研修担当、保健所現任教育担当で現任教育目標到達のための経験チェックシート（様式1）を用いて行う。（原則1年目）

4) 2～3年目においては、主体性をもって業務に取り組み、個別支援や保健事業を自立して遂行できること、保健師の役割が分かり、他職種や関係機関とのコーディネートができることを目標とし、必要に応じ保健所現任教育担当者が助言を行う。

この要領は平成10年4月1日から実施する。

この要領は平成11年4月1日から実施する。

この要領は平成12年4月1日から実施する。

この要領は平成13年4月1日から実施する。

この要領は平成14年4月1日から実施する。

この要領は平成17年4月1日から実施する。

この要領は平成19年4月1日から実施する。

この要領は平成22年4月1日から実施する。

この要領は平成30年4月1日から実施する。

この要領は令和5年4月1日から実施する。

様式1

特定町村新任保健師現任教育目標達成のための経験チェックシート

※本人が記入し、職場内担当者・保健所現任教育担当者と振り返る
 ※記載について、経験した（実施した）→○ 経験不足→△ 未経験→未

No. 1

目標（何を）	行動目標（どこまで）	経験時期（いつまで）	経験内容	確認時期			
				3ヶ月	半年	1年	
基本的能力	仕事に興味を持つ	3か月	引継ぎ書類にしっかり目を通した				
		年間通して	疑問点やわからない部分は、積極的に調べたり、周りに尋ねわからないままにしていない				
			研修会、学習会に参加している				
	行政職員としてのモラル、倫理観をもって行動する	3か月	町村・自治研修所主催の新採用職員研修会に参加した				
			年間通して	欠勤することなく、年休等を提出している			
		年間通して	守秘義務を意識して行動している				
	組織の一員としての自覚を持つことができる	3か月	①所属する組織の仕組みと使命を述べるができる	町村の役割・業務についての説明を受けた			
			②保健所・市町村の業務を理解し、自己の立場と役割を説明できる	町村の中で自分の業務について説明を受けた			
			保健所業務の説明を受けた				
	ほうれんそう（報告・連絡・相談）を確実に行うことができる	年間通して	①業務実施前の確認、実施後の報告を上司に確実にを行うことができる	訪問等で気になった気になった事例等について、上司に報告した			
			②指示されたことを正確に理解し、報告できる	集団事業や会議等について、課内で事前調整をし、実施後は実施報告書や会議録を供覧した			
			③トラブルや対処が困難な場合に適切に報告ができる	指示されたことを正確に理解し、実施し報告できた			
積極的に地域住民、上司、同僚、関係者とコミュニケーションをとることができる	年間通して	①わからないことは自分から積極的に同僚や上司に聞くことができる	調べてわからないことは、積極的に同僚や上司に聞いた				
		②地域住民の話を聴くことができる	事業を通して地域住民の話や思いをじっくり聴くことができた				
		③保健・医療・福祉チームの一員として、連携や協働行動をとることができる	課主催の事業において、他のスタッフと連携・協働して実施した				
行政能力	担当する事業の事業体系、自治体の政策・方針を理解する事が出来る	3か月	①所属自治体の政策・方針を理解する	町村の政策・方針について説明を受けた			
			②担当事業の事業体系を理解し、事業の位置づけと意味を理解する	課事業と担当事業について、事業体系と実施要綱等の説明を受けた			
	担当する事業の法的根拠を理解する	6か月	③担当する事業の起案、通知文の作成ができる	集団事業の起案や事業対象者への通知文を作成した			
		年間通して	④関係機関との連携及び連絡調整ができる	担当事業について関係機関に相談したり、事業前の調整を実施した			
担当する事業の法的根拠を理解する	6か月	①担当する事業の根拠法令、通知、実施要領を理解する	担当事業の根拠法令・通知・実施要領を調べながら事業を実施した				
	年間通して	②予算を理解する	担当事業の予算について調べたり、説明を受けた				

目標（何を）	行動目標 （どこまで）	経験時 期（い つまで）	経験内容	確認時期		
				3 ヶ 日	半年	1年
個別支援を単 独で実施でき る	①個人・家族の健康ニーズを判断できる	3～6か 月	家庭訪問で対象者の話を聴き、健康課題がわかった			
	②対象者の状況にあわせて、適切な保健指導などの支援ができる		対象者の状況によって保健指導ができた			
	③必要時、社会資源の活用ができる		必要時、関係者等の社会資源や公的制度等を紹介する等活用した			
	④実施した個別支援の振り返りができる		家庭訪問記録をとり、次回訪問計画をたてた			
	⑤援助に必要なコミュニケーション技術を習得する		家庭訪問や個別相談場面で、対象者の思いをしっかりと聴くことができた			
	⑥優先順位をつけた支援計画をたてる事ができる	1年	個別支援計画を活用し、対象者の状況により計画を変更する等、事例の緊急性により優先順位をつけて実施している			
	⑦見通しを持って個別支援計画ができる		個別支援計画を立てることができた			
専 門 能 力	担当する保健事業を指導のもとに実施できる	3か月～1年	①継続した保健事業の企画及び運営ができる	集団事業を企画・運営した		
			②対象者に共通する課題を捉え地域の状況と結びつけて考えることができる	集団事業の指導の際、地域の保健データからの共通する課題と結びつけながら説明している		
			③実施した保健事業のふりかえりができる	集団事業終了後は、関係者で反省会等の振り返りをしている 集団事業終了後は、実施報告書を課内で供覧している		
地域保健の重要性や意義を理解できる	①予防活動、健康増進活動の意義を体験のもとに実感をもって説明できる ②個別事例と集団支援の関連を説明でき、個別事例を地域活動全体の中に位置づけて考えることができる	年間通して	住民それぞれの健康管理で気をつけていることについて実践体験を興味深く聴いている			
			集団事業の中で、個別事例のそれぞれの段階的な状態を、住民自身が将来の自分をイメージでき、予防の大切さを理解させるような事業の工夫をしている			
地区把握ができる	①管内市町村データ、家庭訪問や来所・電話相談等から得られた情報、関係機関や関係者から得られた情報等から地域の健康課題を把握する ②社会資源を理解し、活用できる	年間通して	管内市町村データから他市町村との比較、国との比較等をし、課題を確認した			
			担当地区の自治会長、母子保健推進員、民生児童委員等の関係者に積極的に会い、地域の状況を聞くようにし、共通の課題や個別の課題については、必要時同僚や上司にも報告している			
		年間通して	事例の支援の中で、関係する福祉サービス、介護サービス、医療サービス等について調べた			
		年間通して	事例の支援の中で、関係する福祉サービス、介護サービス、医療サービス等を紹介し、その関係者につなぎ、サービス提供後も関係機関と調整等を実施した			

沖縄県離島へき地の保健師確保対策事業実施要綱

1 趣旨

離島・へき地における保健師等の人材確保対策については、地域保健法第 24 条に基づき、町村が地域保健対策を円滑に実施できるための人材確保及び資質向上に資する支援を行うため、平成 9 年より「沖縄県保健師等人材確保支援計画」を定め、諸施策を実施してきた。その結果、平成 12 年 4 月には県内の全市町村に保健師が配置され、さらに、保健師の複数配置の体制が進み、当初の目的である保健師の確保についてはほぼ達成された。

しかし、一部の小規模離島町村においては、保健師の採用募集に対し応募がなく、また、保健師が確保された場合であっても、定着が困難な状況が続いている。

一方、地域保健をとりまく環境や制度は大きく変化しており、市町村が取り組むべき健康課題が増加し、対応する保健ニーズは年々増大しており、それぞれの実情に応じた事業実施体制の整備や人材育成が求められている。

離島へき地においても、地域保健対策が円滑に推進されるよう、直接的な推進者である保健師等の切れ目ないマンパワー確保と定着が図れるよう体制整備の支援に資することが求められているため、経験豊富な退職保健師等(以下、「コーディネーター」とする。)による支援を実施する。

2 実施主体

沖縄県

3 実施方法

公益社団法人 沖縄県看護協会に委託する。

4 事業内容

(1) 退職保健師・潜在保健師の人材バンク事業

ア 目的

離島へき地の町村からの申出により、県ナースセンターの活用により短期間スポット的な応援保健師を含む人材のマッチングを行い、保健師の安定的な供給及び人材育成に寄与することを目的とする。

イ 内容

- (ア) 退職保健師・潜在保健師に対し事業の周知を行う。
- (イ) 離島へき地の町村へ事業の周知を行い、町村の求人に対して情報提供を行うこと。
- (ウ) 離島へき地の保健師確保及び人材育成に関して、必要時、保健所等関係機関との情報交換を行うこと。
- (エ) 退職保健師・潜在保健師に対し、スポット支援を行うために必要な知識及び技術を習

得するための学習会を開催する。

(2) 特定町村新任保健師現任教育支援事業

ア 目的

特定町村の新任保健師(1～3年目)に対し、コーディネーターが対人保健サービスや地域保健活動を展開する上で、必要な実践能力を育成することにより、社会状況の変化や住民の多種多様なニーズに対応できる保健指導技術と知識の向上を図ることを目的とする。

イ 内容

コーディネーターは、特定町村からの申し出により、保健所及び特定町村と連携を図りながら新任保健師現任教育の支援を行う。

(ア) 新任保健師の現任教育に係る保健所との調整を行い、支援計画を作成する

(イ) 特定町村新任保健師の現任教育支援

保健所との調整により、新任保健師の家庭訪問、健康相談、健康教育及び健康診査等事業に係る対人保健サービス及び地域保健事業に係る支援を行う。

(ウ) 現任教育に係る特定町村及び保健所への実施後の報告・調整等を行う

5 実施拠点

公益社団法人沖縄県看護協会内に設置。

6 事業の報告

事業報告を年度ごと沖縄県に報告する。

この要綱は平成 27 年4月1日から実施する。

この要綱は令和5年4月1日から実施する。